

主要農作物種子法の復活を求める意見書（案）

主要農作物種子法（種子法）は2018年4月1日、廃止されました。

これまで同法は、稲、麦、大豆などの優良種子の生産・普及を都道府県に義務づけ、都道府県は安価で安定的な公共種子の提供や、食の安全を守ってきました。同法の廃止により、民間企業に種子の開発が委ねられ、さらに種子代の高騰を招き、多国籍種子企業に支配される懸念があります。

茨城県の米は、小粒になりがちなのが大きな課題でした。県は生物工学研究所、農業研究所、農林振興公社、そして多くの採種農家が長いときは十数年という歳月と手間暇をかけ、気候と風土に合った種子を開発してきました。

2017年に設立された「日本の種子（たね）を守る会」会長でもあるJA水戸組合長は、「種子法廃止の影響は10年先くらいにじわじわ出てくる。野菜の種子もかつては100パーセントが国産だったが、今は9割が海外産。稲は今のところ県の農業試験場や農林振興公社と採種農家がつながって生産しているが、その流れが途切れることがないように」と話しています。

4月19日、国会に6野党・会派が種子法復活法案を共同提出し、質疑が行われています。

種子は、農業にとっての基本的な資材です。農業者に優良で安価な種子の供給を将来にわたり保障するためにも、都道府県の農業研究所などの運営に必要な予算をさらに確保すると同時に、種子の開発・普及などに責任をもって取り組めるよう求めるものです。

よって、本議会は主要農作物種子法の復活を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

茨城県議会議長 山岡 恒夫

内閣総理大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長